インターネット上の誇大広告に注意!

338事業者に対し、改善指導を行いました!

平成29年度インターネット広告表示監視事業 実施報告

東京都では、インターネット上の広告に誇大・不当な表示がないか、監視する事業 を実施しています。

この度、平成29年度の実施結果がまとまりましたのでお知らせします。

- 1 平成29年度の監視結果
 - (1) インターネット広告監視数 24,000件
 - (2) 不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。) に基づく指導等

・改善指導:338事業者(354件の広告)

措置命令: 1事業者(平成30年3月26日公表)

平成29年度の特徴と表示例(詳細は別紙を参照)

健康食品と化粧品の広告で誇大な効能効果等をうたう表示が多く見受けられました。

【健康食品】・・181件の広告を改善指導

例)「食事制限なし!マイナス6cm(当社調べ)」とともに、

ウエストを強調した写真を掲載し、

商品(サプリメント)を摂取するだけで、痩身効果が得られるかのような表示

【化粧品】・・・・86件の広告を改善指導

例) 「シミ・シワができたとしても~ I、「白く戻す」など、

商品(美容液)を使用することで、シミ等を改善できるかのような表示

~消費者の皆様へ!~

インターネット上の誇大広告には注意しましょう!

特に「~するだけで痩せる」など、容易に効果が得られるような表示につい ては、内容をうのみにせず、慎重に検討した上で、商品やサービスを選択する ようにしましょう。

詳しくはこちらをご覧ください。





【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課 電話 03-5388-3066

3 平成29年度 指導内容別 広告件数

指導内容	広告件数	主な商品・サービス等
優良誤認 (※1) のおそれ	329件	健康食品、化粧品、美容雑貨等
有利誤認(※2)のおそれ	8 4 件	健康食品、化粧品、各種教室等
過大な景品類の提供(※3) のおそれ	7件	総付景品

(注)複数の内容に違反する広告があるため、指導件数の合計とは一致しない。

(※1)優良誤認

商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも、又は競争 事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

(※2) 有利誤認

商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

(※3) 過大な景品類の提供(総付景品の限度額制限)

懸賞によらず、商品・サービスを購入した時などにもれなく提供される景品類(総付景品)の限度額は、取引価格の20%(取引価格が1,000円未満の場合は200円)を超えてはならない。

4 業界団体等への要望

この結果を受け、本日、関連の業界団体及びインターネット関係事業者(計16団体)に対して、以下のとおり要望を行うとともに、消費者庁に対して情報提供を行いました。

- (1) 関係事業者が広告・表示を行う場合、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で行うよう、団体又は事業者としてより一層、各種方策に取り組むこと
- (2) 関係事業者が消費者への責任を自覚して業務を行うよう、景品表示法及び関係法令の遵守について、より一層の周知を図ること

表示・景品例と問題点

	となった。これのことでは、		
商品・サービス	表示例	問題点	
健康食品	・「食事制限なしマイナス6 c m (当 社調べ)」と表示するとともに、 ウエストを強調した写真を掲載	この健康食品を摂取するだけで、著し い痩身効果が得られるかのように表 示していた。	
	・「簡単・飲むだけ」、「2大ダイエット成分を凝縮配合!」、「2週間で○ kgも痩せました」との体験談	実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ ⇒ (優良誤認のおそれ)	
化粧品	「シミ・シワができたとしても~」、 「白く戻す」など、シミ等を改善で きるかのように表示	この化粧品を使用するだけで、著しい 美容効果が得られるかのように表示 していた。	
	 ・「若見え美容液」、「もう若見えが止 まりません!	実際には、表示の裏付けとなる合理的 な根拠を有していないおそれ	
		⇒(優良誤認のおそれ)	
美容雑貨	「履くだけでこの変化!」、「脚がど んどん細くなる」	この商品を着用するだけで、著しい痩 身効果が得られるかのように表示し ていた。	
	・「着て歩くだけで太ももシェイプ」	実際には、表示の裏付けとなる合理的 な根拠を有していないおそれ	
		⇒(優良誤認のおそれ)	
健康食品、 化粧品、 各種教室等	・「今なら、入学金0円」	表示された期限までに申込まないと 割引が適用されないと思わせる表示 をしていた。	
	・「今なら、特別割引実施中」	実際には、キャンペーン期限が延長されるなど継続して実施されていた。	
		⇒(有利誤認のおそれ)	
		購入後でも、申し出れば代金の全額が 返金されるかのように表示していた。	
	•「全額返金保証」	実際には、「返金は定期コース(3回以上継続が条件)の初回分のみ」、「手数料を差し引く」等の条件が、離れた箇所に記載されていた。	
		⇒(有利誤認のおそれ)	
商品販売の際に提供される過大な景品類 化粧品を販売の際に、「定期コースをお申込みで ジェル(4,960 円相当分)が付いてくる!」		購入者にもれなく提供される4,960円 相当の景品は、総付景品の限度額992 円(対象商品販売価格の20%)を超え ていた。	
ン エ/レ (4,96	THEHN WALLOW	⇒(総付景品の限度額超過)	